

学校法人会計の特徴及び企業会計との相違について

学校法人会計では、貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書及び活動区分資金収支計算書を中心とし、これらに加えて各種内訳表、附属明細書及び財産目録等を作成することとされています。企業会計では、貸借対照表や損益計算書を中心として、会社の規模や法令上の要件に応じてキャッシュ・フロー計算書等も作成されます。企業会計は、企業活動の成果を損益計算書によって表し、その年度の収益と費用を適正に対応させて把握することを目的としています。この計算によって経営成績を明らかにし、企業価値や収益力の向上に役立てようとするものです。

一方、学校法人の目的は、学校を設置・運営し、教育研究活動を継続的に遂行することであり、営利を目的とするものではありません。したがって学校法人会計では、教育研究活動を支える財政状態や事業活動の収支状況を明らかにし、学校法人の経営状況を適切に把握することができます。

さらに、これらの諸活動は計画(予算)に基づいて運営されなければなりません。学校法人会計では、教育研究活動を支える資金の流れを把握することが重要です。資金の流れを把握するための資金収支計算書が重要であるとともに、事業活動収支計算書によって経常的な収支バランスを把握することも重視されています。この点において、学校法人会計は企業会計とは異なる特徴を有しています。

また、学校法人には株式会社のような剰余金の配当や利益処分の制度はありません。学校法人は設立者や出資者に帰属するものではなく、その財産は教育研究活動を継続的に行うために保持されるものです。このため、学校法人の財産は特定の個人に帰属するものではなく、教育研究活動の継続と発展のために維持・活用されるものとなっています。